

## 射水市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画

## 策定スケジュールについて

## 1 計画の位置付け

市は、介護保険法第 117 条第 1 項に基づき国の基本指針に即して、3年に1期とする介護保険事業計画を定めることとされています。

この計画は、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、今後3年間における高齢者の保健・福祉・介護サービス分野の基本的な政策目標と、その実現に向けて取り組むべき施策を示すものであり、地域のニーズを踏まえ、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

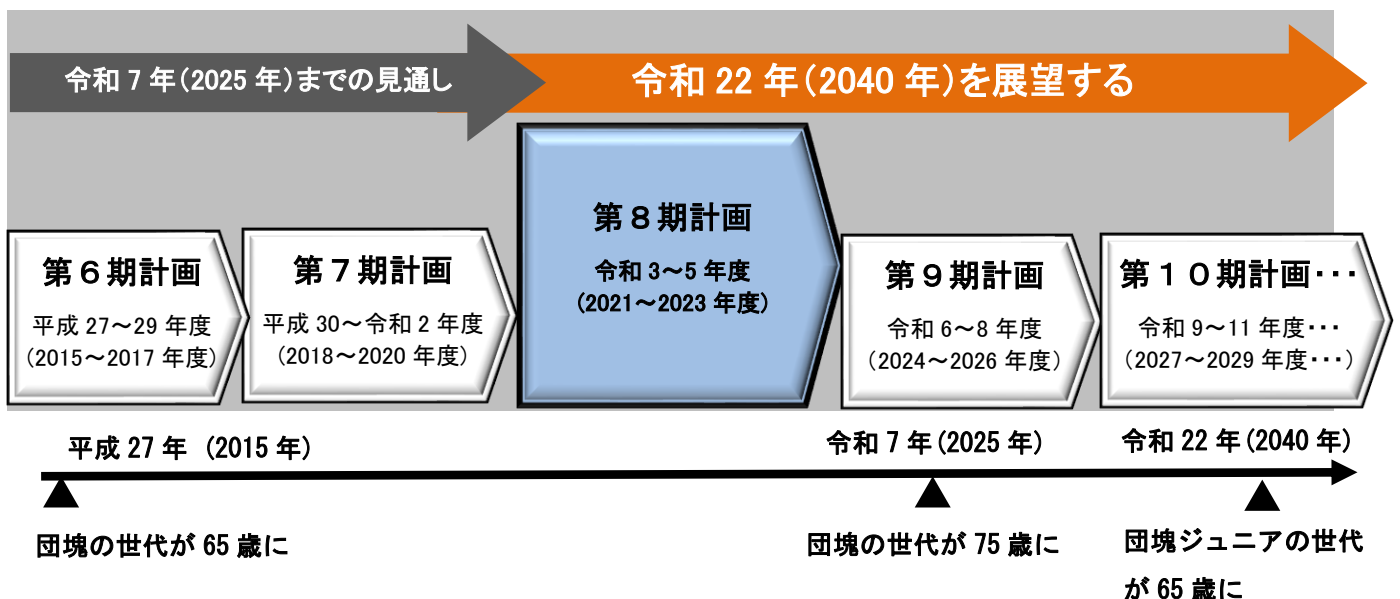
また、今後は高齢化の進展に加え世帯構造の変化が並行して進むと予想され、2025年以降は現役世代の減少が顕著となる一方、令和22年（2040年）には、団塊ジュニアの世代が増加することによる介護需要の増加・多様化に向けた展望が必要となります。

なお、この計画は介護サービスの整備計画であるとともに、本市の第1号被保険者に係る保険料の算定基礎となる計画となります。

## 2 計画期間

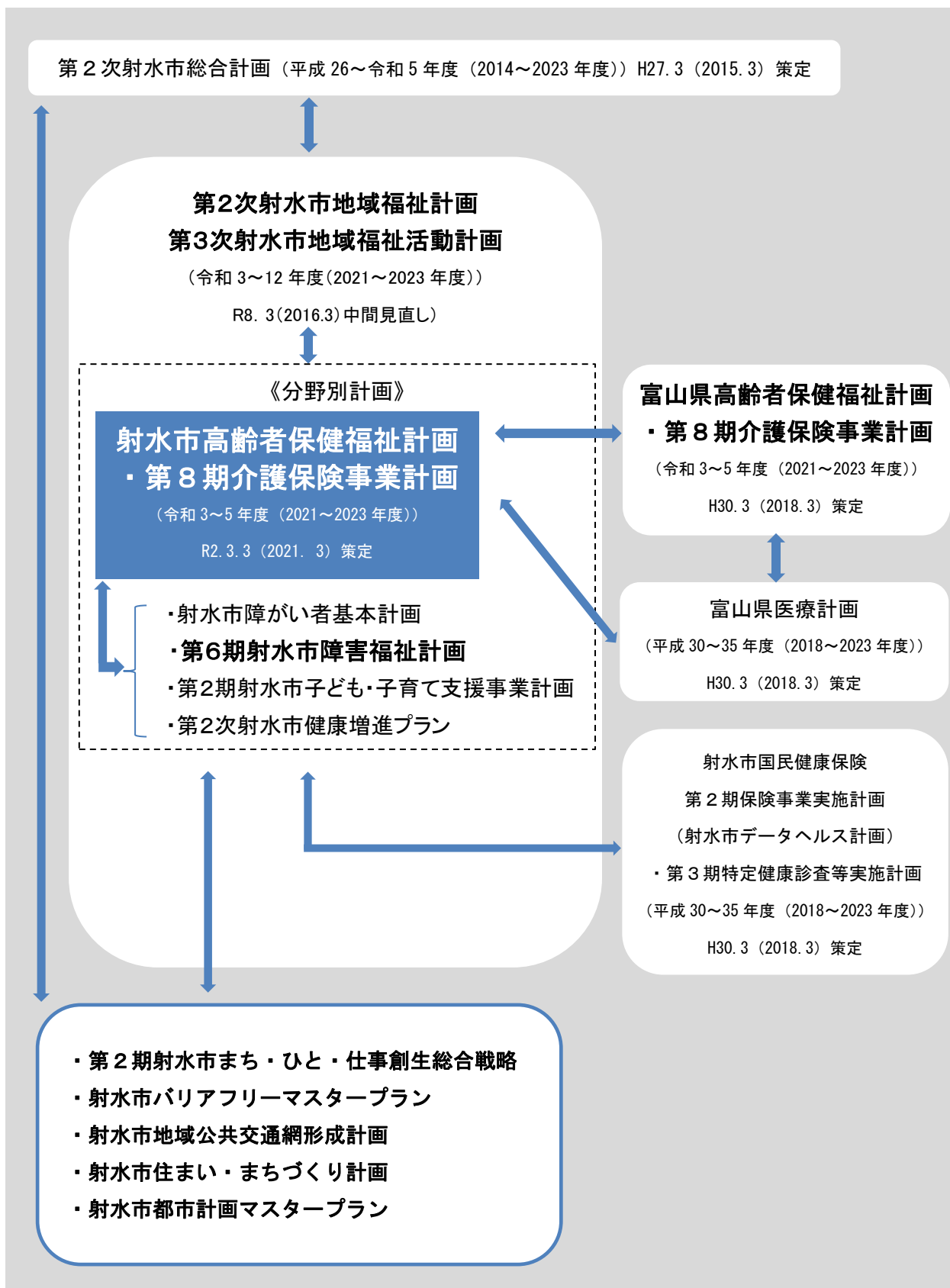
本計画は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。



### 3 他計画等との関連

この計画は、以下の諸計画と調和・整合を図りながら策定します。



#### 4 第8期基本指針（見直し案）

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされており、計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。第6期以降の事業計画を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされてきた。

第8期においては、

- 地域包括ケアシステムの整備（深化・推進）
- 高齢化の進展、現役世代人口が急減する2040年を念頭に高齢者人口や介護サービスを中長期的に見据え、介護保険制度の持続可能性の確保を図っていくこととしている。

##### （1）基本的な考え方

- ア 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- イ 地域共生社会の実現
- ウ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業の効果的な実施）
- エ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市間の情報連携協強化
- オ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- カ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

##### （2）具体的な見直し内容（一部抜粋）

- ア 関係部局相互間の連携（新たな連携先に企画・総務部局、交通部局）
- イ 一般介護予防事業と他の総合事業等との連携・方針
- ウ 高齢者の保険事業と一般介護予防事業等との一体的な実施
- エ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業
- オ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘察した基盤整備
- カ 認知症対策の推進（認知症施策推進大綱等を踏まえた普及啓発の取組や「通いの場」の拡充、教育・地域づくりの分野の関連施策等との連携）
- キ 保険者機能強化推進交付金を活用した介護予防等に資する独自事業 など

※今後（6月末～7月予定）、国において開催される「社会保障審議会介護保険部会」において諮られ、基本指針案が提示される予定